

議第 1 5 3 号

野呂山専用水道給水条例の一部を改正する条例の制定について  
野呂山専用水道給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

野呂山専用水道給水条例の一部を改正する条例

野呂山専用水道給水条例（平成 1 6 年呉市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
(料金)					(料金)				
第 1 5 条 料金は、1 か月につき次の表により算定した基本料金、超過料金及びメータ貸付料の合計額とする。					第 1 5 条 料金は、1 か月につき次の表により算定した基本料金、超過料金及びメータ貸付料の合計額とする。				
用途区分	基本料金		超過料金		用途区分	基本料金		超過料金	
	基本使用水量	料金	超過使用水量	料金（1 立方メートルにつき）		基本使用水量	料金	超過使用水量	料金（1 立方メートルにつき）
一般用	8 立方メートルまで	<u>1, 8 1</u> 4 円	8 立方メートルを超える部分	<u>2 2 6 円</u>	一般用	8 立方メートルまで	<u>1, 8 4</u> 7 円	8 立方メートルを超える部分	<u>2 3 0 円</u>
営業用	1 5 立方メートルまで	<u>3, 8 8</u> 8 円	1 5 立方メートルを超える部分	<u>2 5 9 円</u>	営業用	1 5 立方メートルまで	<u>3, 9 6</u> 0 円	1 5 立方メートルを超える部分	<u>2 6 3 円</u>
特別用	1 5 立方メートルまで	<u>3, 4 0</u> 1 円	1 5 立方メートルを超える部分	<u>2 2 6 円</u>	特別用	1 5 立方メートルまで	<u>3, 4 6</u> 3 円	1 5 立方メートルを超える部分	<u>2 3 0 円</u>
臨時用	5 立方メートルまで	<u>1, 2 9</u> 6 円	5 立方メートルを超える部分	<u>2 5 9 円</u>	臨時用	5 立方メートルまで	<u>1, 3 2</u> 0 円	5 立方メートルを超える部分	<u>2 6 3 円</u>
メ	口径 1 3 ミリメートルのもの 1 個				メ	口径 1 3 ミリメートルのもの 1 個			

一 タ 貸 付 料	につき <u>118円</u>	一 タ 貸 付 料	につき <u>120円</u>
	口径20ミリメートルのもの 1個		口径20ミリメートルのもの 1個
	につき <u>194円</u>		につき <u>197円</u>
	口径25ミリメートルのもの 1個		口径25ミリメートルのもの 1個
	につき <u>237円</u>		につき <u>241円</u>
備考 略		備考 略	
2	略	2	略

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成31年10月1日（以下「施行日」という。）前から継続して供給している野呂山専用水道の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に水道料金の支払を受ける権利が確定するものに係る水道料金については、なお従前の例による。

(提案理由)

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。